

## 森の都の景観と調和し、地域の歴史を継承し文化を創出する庁舎

### 整備方針

- 新庁舎は、「熊本市景観計画」の景観形成基準※1、「桜町・花畠周辺地区まちづくりマネジメント基本計画」※2のデザインガイドラインにもとづき、桜町・花畠地区の一体的な空間・景観形成に寄与する施設となるよう計画します。
- 新庁舎は、森の都の景観との調和を目指し、緑や水の要素を取り入れた空間の導入、熊本県産木材を使用した内装材の導入等を計画します。
- 新庁舎の高さは、周辺施設から熊本城を望む眺望に配慮し、良好な景観を形成できるよう計画します。

※1：良好な景観を形成するための行為の制限事項として定められた高さや形態、衣装、色彩・材料、緑化等の基準

※2 桜町・花畠周辺地区まちづくりマネジメント基本計画



桜町・花畠地区の一体的な空間・景観デザインと利活用・運営管理の方針、および指針として活用していくこととして策定された計画。

デザインガイドラインとして、空間・景観デザインの考え方方にそった規制誘導項目を定める  
【規制誘導項目（抜粋）】

- 熊本城が美しく見える眺望（点）※を確保する
- 壁面を後退させて眺望を確保し、歩行者空間を充実させる
- 多様で風合いのある素材・色彩を用いる

※シンボルプロムナード上および建物内に熊本城（天守閣・櫓・城内の緑）への優れた眺望を得られる場所（眺望点）を設定します。必ずしも天守閣が見えない眺望点でも城内の緑や櫓への眺望を確保し、熊本城との一体感を演出します

**本庁舎・議会**：規制対象範囲内であり、規制誘導項目を内容を踏まえて計画を進める。

**中央区役所**：関連区域に近接することから、滲みだしを意識し、規制誘導の考え方を考慮して計画を進める

## (1) 本庁舎・議会

### ○デザインの方向性

- ・熊本城と庭つづき「まちの大広間」を継承し、まちの歴史・賑わい・緑を感じるデザインとします。
- ・くまもと街なか広場に面して一体的に賑わいに寄与する建物の顔となる外観を形成します。また、くまもと街なか広場側の外構床面は、くまもと街なか広場と一体感のあるデザインとします。
- ・周辺の街並みとの調和やボリューム感を大事にし、くまもと街なか広場に立つ人が、自然と熊本城に向けて視線が誘導されるようなファサードのデザインとします。

### ○熊本らしさの導入

- ・上層部に展望スペースや屋上庭園を設け、熊本城が眺望できる場を確保します。
- ・敷地内や建物への緑の導入や、親水設備などの整備を行い、緑や水の要素を取り入れた空間を創出します。
- ・待合スペースや交流・共創スペースなどの内装に県産木材を効果的に利用し、熊本らしさを感じる空間を目指します。

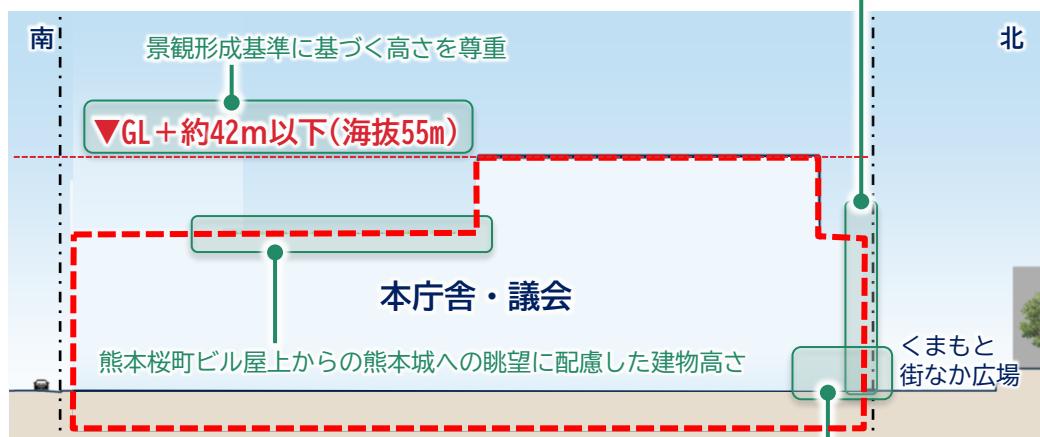
### ○建物高さに対する考え方

- ・建物の高さは、良好な景観形成となるよう熊本市景観計画における熊本城周辺地域の景観形成基準を尊重した計画とします。



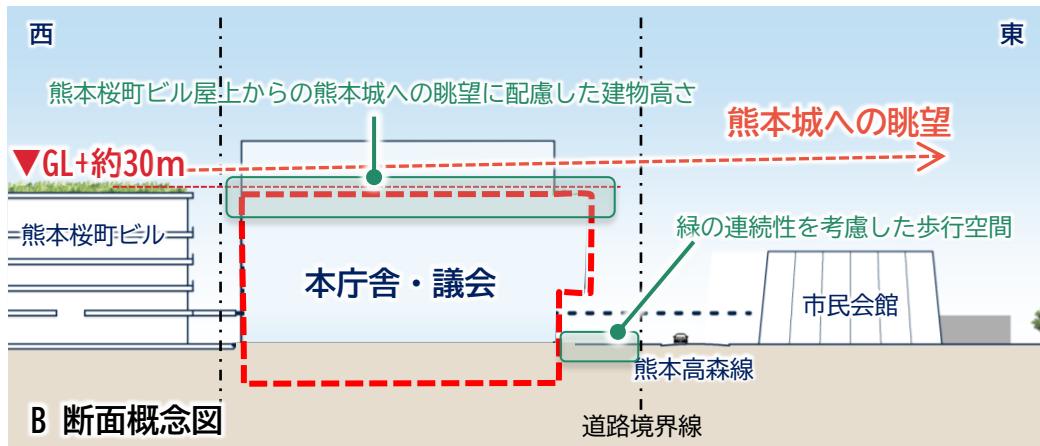
※記載の規模、高さは現時点でのイメージであり、今後、設計段階で整理を行います

桜町・花畠周辺地区まちづくりマネジメント基本計画にもとづく、境界線からの壁面後退(2m)、高さの抑制(壁面から10m程度の範囲において高さ31m以内)



A 断面概念図

くまもと街なか広場と一体感のあるデザイン



B 断面概念図

## (2) 中央区役所

### ○デザインの方向性

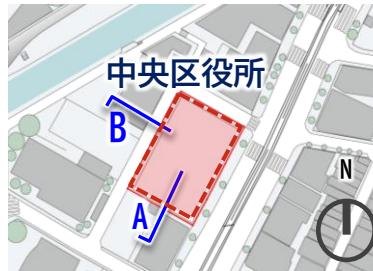
- ・熊本城との景観的な調和や周辺環境との連続性に配慮したデザインとします。
- ・低層部については、長堀通りと下通側をつなぎ、自然と歩行者の流れを生み出すデザインとします。
- ・電車通りや長堀通りからの歩行者に対し、交流・共創スペースなど内部の様子が外からも見えるような開放的なデザインを検討します。
- ・電車通りに向けて賑わいを感じられる建物の顔となる外観を形成します。

### ○熊本らしさの導入

- ・待合スペースや交流・共創スペースなどの内装に県産木材を効果的に利用し、熊本らしさを感じる空間を目指します。

### ○建物高さに対する考え方

- ・建物の高さは、良好な景観形成となるよう熊本市景観計画における熊本城周辺地域の景観形成基準を尊重した計画とします。



※記載の規模、高さは現時点でのイメージであり、今後、設計段階で整理を行います

